仕様書

**１．事業名**

伴走型支援による府立学校働き方改革推進事業

**２．事業の趣旨・目的**

教員の働き方改革については、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の改正を受けて、「教師の働きやすさと働きがい実現プラン」等の方針のもと、校長の人事評価への働き方改革に係る観点の導入、服務監督教育委員会に対する「働き方改革実施計画(業務量管理・健康確保措置実施計画)」の策定・公表の義務付け、同計画の総合教育会議への報告等の方策により、今後５年間で平均の時間外在校等時間を約３割縮減（月30時間程度に縮減）することを目標とすることが示された。

府立学校においては、これまでICTや専門人材の活用、部活動改革等に取り組んできた。また、令和５年度には、教員が長時間勤務となっている要因について統計的な分析を行い、「第２次大阪府教育振興基本計画（前期事業計画）にもとづく府立学校における働き方改革の取組について」を策定して府立学校全体の課題に応じた取組をすすめてきた。また、各校においても学校のミッション達成に向けた取組や魅力づくりの取組など、特色ある取組を展開しつつ、勤務時間管理、校務運営の効率化等の働き方改革の取組を進めてきた。

これまでの取組により、府立学校教員の時間外在校時間は、ピークであった平成27年度から３割程度減少しているなど、一定の成果がみられるものの、全日制課程の時間外在校等時間の平均は、未だ規則で定めた上限である年間360時間を超えている等の課題がある（下記【参考】のとおり。）。

学習活動や部活動などの長時間勤務の要因、教頭の慢性的な長時間勤務や健康リスクなどの課題を解消し、更なる働き方改革を進めるためには、学校の実情に応じた取組を進める必要がある。

本事業では、各学校が主体となってコンサルタントとともに本質的な課題を掘り下げ、これを解消するための取組を行うとともに、改善のＰＤＣＡサイクルを内製化することとしている。これまでの取組に加え、本事業によって各学校の実情に応じた取組を後押しし、自走する組織づくりを進めることで、長時間勤務を縮減するとともに、教員の働きやすさと働きがいを実現し、教育の質の向上をはかる。

**【参考】府立学校教育職員の年間時間外在校等時間の平均**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 平均時間（時間/人） | 全校種 | 全日制 | 定時・通信制 | 支援学校 |
| 令和３年度 | 337.9 | 410.7 | 158.2 | 248.0 |
| 令和４年度 | 337.1 | 416.0 | 162.5 | 230.5 |
| 令和５年度 | 308.1 | 383.8 | 155.0 | 208.8 |

※時間外在校等時間の上限を定めた規則：年間の上限時間は360時間（特別の事情がある場合は720時間）

**【参考】　府立学校教員の働き方改革（大阪府ホームページ）**

[**https://www.pref.osaka.lg.jp/o180100/kyoshokuink/hatarakikata/index.html**](https://www.pref.osaka.lg.jp/o180100/kyoshokuink/hatarakikata/index.html)

**３．事業実施校**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 学校の名称 | 所在地 | 教育職員数 |
| 大阪府立汎愛高等学校 | 大阪市鶴見区今津中２丁目１番52号 | 63人 |
| 大阪府立高槻北高等学校 | 高槻市別所本町36番３号 | 65人 |
| 大阪府立北かわち皐が丘高等学校 | 寝屋川市寝屋北町1番1号 | 48人 |
| 大阪府立花園高等学校 | 東大阪市花園東町3丁目1番25号 | 67人 |
| 大阪府立大塚高等学校 | 松原市西大塚2丁目1005番 | 52人 |
| 大阪府立堺西高等学校 | 堺市南区桃山台4丁16番 | 48人 |
| 大阪府立和泉高等学校 | 岸和田市土生町1丁目2番1号 | 65人 |
| 大阪府立鳳高等学校 | 堺市西区原田150番 | 69人 |
| 大阪府立天王寺高等学校 | 大阪市阿倍野区三明町2丁目４番23号 | 74人 |
| 大阪府立豊中高等学校 | 豊中市上野西2丁目５番12号 | 74人 |
| 大阪府立布施北高等学校 | 東大阪市荒本西１丁目２番７２号 | 68人 |
| 大阪府立富田林高等学校 | 富田林市谷川町4番30号 | 61人 |
| 大阪府立富田林中学校 | 富田林市谷川町4番30号 | 21人 |
| 大阪府立和泉支援学校 | 和泉市池上町２丁目４番６号 | 151人 |
| 大阪府立守口支援学校 | 守口市南寺方東通5丁目２番２号 | 107人 |

※教育職員数は令和６年５月時点。

※事業実施校は他の府立学校に変更される可能性がある。

**４．契約期間**

契約締結日　から　令和８年３月31日　まで

**５．委託上限額**

17,888,000円（税込）

※本事業の履行に必要な経費のうち、事業実施校が独自に行う取組に係る経費を除くすべての経費を含む。

**６．業務内容**

**【事業実施校の状況】**

事業実施校（以下、「実施校」という。）は、いずれも自校のミッション達成に向けた取組や魅力づくりの取組など、特色ある取組を展開しながら、より働きやすく働きがいのある職場環境の実現に向けた取組を進めており、一定の成果を上げている。

一方で、本事業の実施にあたってのニーズは様々であり、一部メンバーによるスモールスタートを希望する学校がある一方、広く全教職員の意見を募ることから始めたい学校もある。また、組織マネジメントの在り方も一様ではなく、学校長主導で取組を進めている学校もあれば、教員の裁量を重視している学校もある。さらに、各学校が抱える長時間勤務の要因や課題についても、固有の状況がある。

**【教育庁が求める伴走型支援】**

上記の状況を踏まえると、一律のパッケージによる支援は本事業に馴染まない。学校の実情やニーズ、学校長のビジョン（将来像）を十分に聞き取り、それにあわせて手法を変化させることができる柔軟な支援が必要である。

また、本事業の目的は、より働きやすく働きがいのある職場の実現に向けて、自走する組織をつくることである。従って、コンサルタントが現状分析・課題設定を行って解決策を提示し、実施校が受動的に対応する、いわゆる「医師-患者型」の支援は馴染まない。

コンサルタントが学校との信頼関係を構築し、対話を通じて本質的な課題への気づきをもたらし、実施校が納得感と当事者意識を持って課題解決に向けた取組を進めるまでの支援を行うこと、また、その過程で、自らの力による課題解決の成功体験を学校内に蓄積し、新たな取組に着手する際の心理的な障壁を下げ、コンサルタントが離れた後も学校内で取組を継続することができるPDCAサイクルを内製化することが必要である。

本事業では、上記の認識を前提に、次の（１）から（３）の業務を委託することとし、各項目記載の事項について企画提案を求める。

**（１）プレ支援（実施校との事前打ち合わせ）**

下記（２）基本的な支援を実施する前に、プレ支援として実施校毎に次のア及びイを実施すること。また、各校の支援方針や支援スケジュールについて、実施校の校長若しくは事業担当者（以下、「学校長等」という。）及び教育庁担当者との認識共有・了承を経て（２）基本的な支援へと移行すること。

ア．学校長等から、学校経営方針や経営目標、働き方改革の目標や課題等、学校の実情及び本事業に対するニーズを丁寧に聞き取ること。

イ．上記アにより聞き取った実施校の実情及びニーズ並びに本事業の目的を踏まえた支援方針及び支援スケジュールを作成し、学校長等及び教育庁へ提示すること。

**【企画提案を求める事項】**

効果的に支援を行うためには、具体的な取組を開始する前に、実施校の実情やニーズを丁寧に聞き取って支援方針に反映するとともに、実施校との信頼関係を構築し、事業に関する認識を共有する必要がある。

これを踏まえて次の事項について提案を求める。提案にあたっては独自のノウハウや実績を踏まえた提案を行うこと。また、その他必要と考えられる事項があれば併せて提案を求める。

ア．プレ支援の手法（※少なくとも次の（ア）から（オ）の観点を含めること。）

（ア）コンサルタントの選定

（イ）学校長等への事業説明

（ウ）実施校の実情・ニーズの把握

（エ）実施校のニーズ及び本事業の目的の双方を踏まえた支援方針・支援スケジュールの作成

（オ）学校長等及び教育庁担当者との事業認識の共有

イ．その他想定される課題と当該課題に対する対応

例）学校長等と職員の事業認識の乖離、組織内の業務不均衡　等

**（２）基本的な支援**

基本的な支援として次のア及びイを実施すること。

ア．事業期間中、概ね月１回程度のコンサルティング（講演、ワークショップ、ミーティング　等）及び必要なサポートを行うこと。

なお、コンサルティングは訪問を基本とするが、オンラインを併用することも可とする、また、実施校の取組内容や進捗を踏まえてコンサルティング回数を調整することも可とする。

イ．学校長等からの随時の相談に対応し、迅速に実施校の課題解決をはかること。

**【企画提案を求める事項】**

本事業の目的である自走する組織づくりをすすめるためには、実施校が主体となって課題解決に取り組むとともに、学校内に改善のPDCAサイクルを内製化しなければならない。

コンサルタントは、実施校と同じ目線で考えつつ、時に、校内では気づきにくい第三者としての視点やこれまでの経験から得た知見をもとにした投げかけを行うことなどによって教員に気づきをもたらし、教員が内発的な動機によって自ら課題を設定し、行動することができるよう支援する必要がある。

また、プロセス全体を通じて教員自身の意識や行動の変容を促し、教員が多様性や独創性を発揮しつつ高い目標に向かって取組を進め、実際に課題を解決する成功体験を重ねることでモチベーションを高め、事業終了後も継続して改善に取り組むことができる仕組みをつくる必要がある。

このような状況を踏まえて次の事項について提案を求める。提案にあたっては独自のノウハウや実績を踏まえた提案を行うこと。また、一律のパッケージによる支援ではなく、実施校のニーズ及び本事業の目的の双方に対応することができる柔軟な支援手法の提案を求める。

ア．コンサルティングの手法（※少なくとも次の（ア）から（オ）の観点を含めること。また、これまで携わってきた業務経験や企画立案で府立学校の働き方改革の取組として有効であると考えられる内容があれば併せて提案すること。）

（ア）導入及び職員の動機付け

（イ）実施校による目標及び課題の設定

（ウ）実施校による課題解決のための取組

（エ）取組の評価

（オ）改善サイクルの内製化

イ．相談対応の手法

例）相談手段、対応可能時間、応答に要する時間　等

ウ．その他想定される課題と当該課題に対する対応

例）職員の意識変容を要する（不要なことなど一つもない、学校のことを知らない者に何がわかるのか等）、課題設定や解決策の実行が困難（課題が見えない・向き合えない、解決策が実行できない、他の教員がついてこない）　等

**（３）追加的な支援**

実施校の進捗を適宜把握するとともに、進捗が遅れている場合には、必要に応じて支援方針及びスケジュールを修正し、追加の訪問支援を行うなど、事業目的の達成に向けたフォローアップを行うこと。

**【企画提案を求める事項】**

学校の自走を促す本事業の性質から、内発的な動機にもとづく取組が始まるに至るまでに必要な時間は、実施校毎に大きく異なることが想定される。

また、組織として取組を進めて行くためには職員の心理的な障壁や学校内外のしがらみの打破も必要であるほか、取組を進める中で、意見の対立やモチベーションの低下、目標と行動のミスマッチ等の課題が生じ、その解決のために多くの時間を要することも想定される。

このような状況を踏まえ、次の事項について提案を求める。提案にあたっては独自のノウハウや実績を踏まえた提案を行うこと。また、その他必要と考えられる事項があれば併せて提案を求める。

ア．進捗管理の手法

イ．進捗が遅れている学校に対する支援の手法（上記（2）基本的な支援のほか、追加で実施するもの）

ウ．その他想定される課題と当該課題に対する対応

**７．実施体制**

本事業を効果的かつ円滑に実施するため、次のア及びイを行うこと。

ア．本事業を効果的かつ円滑に実施するために必要な人員を確保及び体制を整備すること。

イ．教育庁と連携して事業を進めること。また、表１のとおり、教育庁に対して実施校毎の状況を報告すること。

表１

|  |  |
| --- | --- |
| 報告時期 | 報告内容 |
| （1）契約締結後、基本的な支援を開始するまで | ①実施校のニーズ、②支援方針、③支援スケジュール |
| （２）随時 | コンサルティング記録（必要に応じて相談対応記録） |
| （3）令和７年９月末日  （中間報告） | ①実施校が設定した目標、②具体的な取組内容、  ③取組実績（業務改善の状況）※、④今後の支援方針及びスケジュール  ※定量的な評価及び定性的な評価を行うこと。また、定量的な評価には、時間外在校等時間の状況を含めること。 |
| （４）令和８年３月末日  （実績報告） | ①実施校が設定した目標、②具体的な取組内容、  ③取組実績（業務改善の状況）※、④令和８年度以降の見通し及び取組  ※定量的な評価及び定性的な評価を行うこと。また、定量的な評価には、時間外在校等時間の状況を含めること。 |

※提出形態は電子データとし、Excel・Word・PowerPoint等の加工可能な状態で納品すること。

※（3）及び（4）は、他の府立学校や府内市町村教育委員会等への共有、次年度予算要求資料としての活用を前提として、伴走型支援に馴染みのない者であってもその取組や効果が理解できるよう作成すること。

**【企画提案を求める事項】**

事業者には、単に長時間勤務を縮減するのみならず、働き方改革を通じて教育の質を向上させるという基本的理念のもと、学校のニーズに柔軟に対応し、限られた時間の中で自走する組織づくりを行うことができるノウハウや、事業を円滑に進めることができる人員体制の整備が求められる。

これを踏まえ、次の事項について提案を求める。提案にあたっては独自のノウハウや実績を踏まえた提案を行うこと。また、その他必要と考えられる事項があれば併せて提案を求める。

ア．公立学校における伴走型支援の実績

イ．コンサルタント及び運営スタッフ等の人員体制及び事業者としての管理体制

ウ．実施校以外の学校に対する事業効果の波及

例）教育庁職員等が、本事業を通じて、自走する組織づくりに向けたマインドやアプロ―チの手法を学ぶことができる機会の提供

**８．スケジュール**

令和７年３月７日（金）　公募開始

令和７年３月21日（金）　質問受付締切

令和７年４月７日（月）　提案書類提出締切

令和７年４月11日（金）　選定委員会（予定）

令和７年４月中旬頃　契約締結・事業開始

令和８年３月31日（火）　事業終了

**９．再委託**

再委託は原則禁止とする。ただし、研修の開催等、専門性確保等の観点から一部を受託事業者において実施することが困難な場合や、自ら実施するより高い効果が期待される場合は、事前に教育庁と協議し、承認を得た上で、再委託を実施することを可能とする。

**10．書類の保存**

全ての証拠書類は、本事業が終了した日の属する年度の翌年度４月１日から起算して５年間保存しなければならない。

**11．その他**

（1）　本事業に関する成果物については、公表が想定されることに留意すること。

（2）　受託者は、契約締結後直ちに事業の実施体制に基づく事業責任者を指定し、事業スケジュールとあわせて教育庁へ報告すること。

（3）　本事業の実施で得られた成果（著作物等）、情報等については大阪府教育委員会に帰属する。

（4）　事業を行うにつき、当該業務が法令等の規定により官公署の免許、許可又は認可を受けている必要がある場合には、当該免許、許可、認可を受けていること。

（5）　契約締結及び事業実施にあたっては、必ず教育庁と協議を行いながら進めること。

（6）　受託者は府が別途示す個人情報保護に関する『誓約書』を提出すること。業務上知り得た個人情報を紛失し、又は業務に必要な範囲を超えて他に漏らすことのないよう、万全の注意を払うこと。なお、個人情報保護の観点から、受託者は府が別途示す個人情報保護に関する「誓約書」を提出すること。

（7）　労働関係を含め、関係法令を遵守すること。

（8）　事業実施にあたり本仕様書に明示なき事項及び疑義が生じたときは、教育庁と受託者で協議の上、事業を遂行すること。その他、事業の実施に際しては教育庁の指示に従うこと。